## 告 示

## 埼玉県告示第二百九十一号

設整備事業について環境影響評価 定により、 埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号) 川口市から川口市の区域内におい 書の提出が ?あった。 て行われる川口市戸塚環境センター 第十 八条第二項の規 施

なお、 環境影響評価書 の縦覧の場所及び 期 別間は、 次の お ŋ で あ

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県越谷環境管理事務所

川口市環境部新戸塚環境センター建設室

川口市戸塚環境センター

さいたま市環境局環境共生部環境対策課

草加市市民生活部廃棄物資源課

越谷市環境経済部環境政策課

越谷市出羽地区センター

## 一縦覧の期間

令和三年三月十 九 日 金) から令和三年四月二日 金) まで (ただし、 土曜日、

日曜日を除く。)